

鹿 児 島 県 公 報

平成25年 5 月 31 日（金）第2910号の 4



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

○漁業の免許内容等の事前決定

（水産振興課取扱い） 1

告 示

鹿 児 島 県 告 示 第 658 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定により、漁業の免許の内容たるべき事項等を次のとおり定めた。

平成25年 5 月 31 日

鹿 児 島 県 知 事 伊 藤 祐 一 郎

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁場番号，漁業種類，漁業の名称，漁業の時期，漁場の位置及び漁場の区域別冊のとおり

(2) 免許の有効期間

ア 共同漁業

免許の日から平成35年 8 月 31 日まで

イ 区画漁業

(ア) 第 1 種区画漁業

a 魚類養殖業

免許の日から平成30年 8 月 31 日まで

b のり養殖業

免許の日から平成30年 8 月 31 日まで

c わかめ養殖業

免許の日から平成30年 8 月 31 日まで

d ひじき養殖業

免許の日から平成30年 8 月 31 日まで

e もずく養殖業

免許の日から平成30年 8 月 31 日まで

f 真珠母貝養殖業

免許の日から平成30年 8 月 31 日まで

g ひおうぎがい養殖業

免許の日から平成30年 8 月 31 日まで

h あわび養殖業

免許の日から平成30年 8 月 31 日まで

i かき養殖業

免許の日から平成30年 8 月 31 日まで

j とこぶし養殖業

免許の日から平成30年 8 月 31 日まで

k 真珠養殖業

免許の日から平成35年 8 月 31 日まで

(イ) 第 2 種 区 画 漁 業

くるまえび養殖業

免許の日から平成35年 8 月 31 日まで

(ウ) 第 3 種 区 画 漁 業

とこぶし養殖業

免許の日から平成30年 8 月 31 日まで

ウ 定 置 漁 業

免許の日から平成30年 8 月 31 日まで

2 制限又は条件

別冊のとおり

3 免許予定日

平成25年 9 月 1 日

4 免許申請期間

平成25年 6 月 3 日から同年 7 月 12 日まで

5 関係地区又は地元地区

別冊のとおり